新潟信用金庫

新潟県内全ての地方銀行・信用金庫・信用組合および新潟県労働金庫 における相続手続きの共通化について

当金庫は、本年4月3日(月)より新潟県内に本店を置く全ての信用金庫、信用組合および新潟県労働金庫とともに、第四北越銀行と大光銀行がお客さまの利便性向上を目的として2022年11月1日より開始している「預金等の相続手続き共通化」(以下、「本取り組み」)に参加することとなりましたので、お知らせいたします。

本取り組みは、金融機関の業態の垣根を越えた連携により実施するものであり、これだけ多くの金融機関による県内統一的な共通化は全国でも例のない取り組みとなります。

当金庫では、今後も、県内金融機関が共同で取り組める領域については、積極的に連携を深め、お客さまの利便性の一層の向上に向けたサービスのご提供に取り組んでまいります。

記

1. 本取り組みの目的および共通化の概要

【目的】

- ・これまでは、複数の金融機関にご預金等の資産をお持ちの場合、同じ相続手続きであっても金融機関によって書類の様式や記入方法、ご提出いただく確認書類が異なるなど、手続が煩雑でお客さまのご負担になっておりました。
- ・本取り組みは、新潟県内金融機関の相続手続き取り扱いの共通化により、県 民の皆さまの負担軽減、利便性の一層の向上を図ることを目的として実施す るものです。

【共通化の概要】

- ・お客さまからご記入いただく「相続手続依頼書」の共通化
- ・お客さまからご提出いただく確認書類(戸籍謄本等)の共通化
- ※本取り組みは、相続手続きを共同で行うものではなく、必要書類等は、これまで同様、それぞれの金融機関にご提出いただく必要がございます。また、被相続人さまのお取引の内容等によっては、各金融機関でご提出いた だく確認書類等を含めて取り扱いが一部相違する場合もございます。

2. 相続手続きを共通化する金融機関 (表中の金融機関の記載順は金融機関コード順)

銀行	株式会社 第四北越銀行、株式会社 大光銀行
信用金庫	新潟県内に本店を置く全ての信用金庫 (新潟信用金庫、長岡信用金庫、三条信用金庫、新発田信用金 庫、柏崎信用金庫、上越信用金庫、新井信用金庫、村上信用 金庫、加茂信用金庫)
信用組合	新潟県内に本店を置く全ての信用組合 (新潟縣信用組合、新潟鉄道信用組合、興栄信用組合、はばた き信用組合、協栄信用組合、三條信用組合、巻信用組合、新 潟大栄信用組合、塩沢信用組合、糸魚川信用組合)
労働金庫	新潟県労働金庫

3. 実施日

•2023年4月3日(月)

以上

【本件に関するお問い合わせ先】 新潟信用金庫 事務部 石澤、小町、小田 電話 (025) 248-5511